

燕市と長岡技術科学大学との連携協議会設置要項

(設置)

第1 燕市と国立大学法人長岡技術科学大学との包括的連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、連携・協力事業の計画策定及び連携・協力事業の推進を図るため、燕市と国立大学法人長岡技術科学大学との連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 連携・協力事業の計画策定に関すること。
- 二 連携・協力事業の推進に関すること。
- 三 その他協定書に定める目的を達成するにあたって必要な事項。

(組織)

第3 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 二 委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は、協議会を招集し、議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6 協議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

- 二 専門部会の委員及び運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第7 会長は、必要があると認める場合、委員以外の者を協議会又は専門部会に出席させることができる。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、燕市企画財政部企画財政課及び国立大学法人長岡技術科学大学総務部総務課において行う。

(その他)

第9 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から実施する。

別表（第3関係）

国立大学法人長岡技術科学大学	燕市
学長	市長
理事・副学長（教育研究、中期目標・計画、将来構想担当）	副市長
理事・副学長（研究経営、評価、産学官・地域連携担当）	総務部長
理事・事務局長（総務・財務・経営担当）	企画財政部長
副学長（国際交流担当）	商工観光部長
副学長（教務、組織担当）	都市整備部長
副学長（入試、高専連携、広報担当）	教育次長
その他学長が必要と認める者	その他市長が必要と認める者